

令和4年度第1回さいたま市景観審議会 会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時：令和4年11月21日（月） 午後2時00分から3時42分まで

(2) 場所：見沼区役所2階 大会議室

2 出席した委員の氏名

深堀 清隆 会長	神田 廣行 委員	小島 康太郎 委員	佐藤 尚子 委員
高永 祥 委員	中野 敬子 委員	渡邊 昭彦 委員	

3 欠席した委員の氏名

菖蒲澤 侑 委員	松本 健一 委員		
----------	----------	--	--

4 議題及び公開又は非公開の別

景観重要樹木の指定について

公開

5 傍聴者数

なし

6 問合せ先

さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 電話：048-829-1409

[午後 1 時52分 開会]

○事務局（桑原） 定刻ではありませんが、今日は現場移動があります関係上、早めに始めさせていただきます。

令和4年度第1回さいたま市景観審議会を開会させていただきます。

本日は、景観重要樹木の指定に当たりまして、議事に入ります前に、先到大砂土東小へ移動し、現地視察を行う予定でございます。委員の皆様にはお手数をおかけして申し訳ありませんが、配付資料のうち議案1の資料1及び資料2と貴重品を各自お持ちになりまして、移動の準備をお願いいたします。職員は在席しておりますので、重たい荷物は置いて構いません。

それでは、これから公用車を用意してございますので、3台に分かれて小学校へ移動させていただきます。都市計画課の職員が駐車場まで案内しますので、お間違えのないようお願いいたします。

では、移動の準備をお願いいたします。

[現地視察]

[午後 2 時30分 再開]

○事務局（桑原） 改めまして、ただいまから令和4年度第1回さいたま市景観審議会を再開いたします。

本日の司会を担当いたします、都市計画課の桑原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、令和4年9月30日の任期満了に伴う委員の改選がございましたので、委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

手前の神田委員より順にお願いいたします。

○神田委員 埼玉建築設計監理協会の神田と申します。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 東京にあります建築インテリアのデザインの専門学校からまいりました、ICSカレッジオブアーツの佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○中野委員 弁護士の中野と申します。よろしくお願いいたします。

○渡邊委員 埼玉県警のさいたま市警察部で勤務しております渡邊です。よろしくお願いいたします。

○深堀委員 埼玉大学におります深堀と申します。よろしくお願いいたします。

○高永委員 照明デザイナーをしております高永と申します。今日は多分私が一番遠いかなと思います。小学校に娘が上がるタイミングで山梨に移住しまして、今日は山梨の韮崎市からまいりました。よろしくお願いいたします。

○小島委員 さいたま商工会議所の小島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（桑原） 皆様ありがとうございました。

本日は、ご欠席の菖蒲澤委員と松本委員になりますが、菖蒲澤委員は前回から引き続き委員をお引き受けいただいておりますが、松本委員に関しましては、埼玉県屋外広告業協同組合よりご推薦いただき、今回から委員をお引き受けいただいております。

それでは、続きまして、事務局の幹部を紹介させていただきます。

都市局都市計画部長の本多でございます。

- 都市計画部長（本多）　さいたま市役所都市計画部部長の本多です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（桑原）　同じく都市局都市計画部次長の佐藤でございます。
- 都市計画部次長（佐藤）　都市計画部次長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局（桑原）　都市局都市計画部参事兼都市計画課長の石瀬でございます。
- 都市計画課長（石瀬）　石瀬です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（桑原）　どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会長の選任に移らせていただきます。

さいたま市景観審議会条例第5条第2項の規定により、会長につきましては委員の互選により定めるとありますので、初めに、会長の選任をお願いしたいと存じます。

それでは、会長候補のご推薦等がございましたら、お願いいたします。

〔神田委員挙手〕

神田委員、お願いします。

- 神田委員　過去に会長職をお務めいただいた深堀委員を推薦いたします。
- 事務局（桑原）　ただいま深堀委員をご推薦するご発言がございましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。
- それでは、さいたま市景観審議会の会長は、深堀委員にお引き受けいただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 事務局（桑原）　ありがとうございました。
- 皆様のご賛同をいただきましたので、さいたま市景観審議会条例第5条第2項の規定により、深堀委員が会長に選任されました。
- それでは、深堀委員には会長席にお移りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- それでは、深堀会長よりご挨拶をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 深堀会長　改めまして、深堀と申します。よろしくお願いいたします。前に続いて会長ということで、皆さんにご協力いただきたいと思っております。

今日の議事の中で、景観重要樹木とそれから報告として景観計画の改定という話が出てまいります。この景観審議会が寄って立つ制度が改定される、そういう検討があるということで、審議会委員の皆様にもいろいろと重要なことを検討いただくこととなりますので、ぜひ貴重な意見をいただければと思っています。

ちょうど今、景観計画改定になりますけれども、社会的にはいろいろと災害の問題も大きくクローズアップされていますので、景観の話もそこを無視するわけにはいかない状況になっていたり、特に、景観計画の中では、民間のいろいろな建物や工作物だとか、民間に対してこういうルールを守ってくださいねというのがあるんですけども、これからは国のほうからも、それだけではなくて、パブリックスペースといいますか公共空間ですね、そこで特に国交省が一生懸命やっているのが道路空間のにぎわい創出だとか、そういう私有地だけではなくて、むしろパブリックスペースの中で民間事業者も住民の方も管理者と一緒に、そういう景観づくり、まちとしての景観づくりを考えていくということが特に言われるようになっていきます。道路だけではなくて、河川等の水辺の空間もそういうことの利用を促進しましょうと、利活用増進というようなことが言われています。ですので、そういったこともどうやって景観の中に絡めて話し合っていくかと

いうことも、大きな課題だなというふうには思っているところです。

ということで、これからそういった話題が出てくるかと思っておりますので、そういうことについて皆さん、どんなお考えでいるのかも含めて、議題の節々でお伺いできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（桑原） ありがとうございます。

次に、さいたま市景観審議会条例第5条第4項の規定に基づき、会長の職務代理を会長より指名をお願いいたします。

○深堀会長 それでは、職務代理につきましては神田委員さんと佐藤委員さんを指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（桑原） 神田委員、佐藤委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○深堀会長 よろしくお願ひします。

○事務局（桑原） それでは、審議に入る前に、資料を確認させていただきます。

本日の審議会資料は事前に郵送させていただいております。資料の不足等がございましたらお知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

これよりさいたま市景観審議会条例第6条第2項の規定により、深堀会長に議長となつていただきまして、議事の進行をお願いいたします。

深堀会長、よろしくお願いいたします。

○深堀会長 承知いたしました。

そうしましたら、早速ですけれども、これから議事に入りたいと思います。

審議は慎重かつ効率的に行っていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、まず、委員の出席状況の報告をお願いいたします。

○事務局（桑原） 委員の出席状況についてご報告いたします。

菖蒲澤委員、松本委員からご欠席のご連絡をいただいておりますので、本日9名の委員中7名のご出席でございます。したがって、さいたま市景観審議会条例の規定による半数以上の委員の出席に達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。

○深堀会長 ありがとうございます。

今のご報告のとおり、本日の会議は成立いたします。

今回、本審議会で意見聴取する案件はお手元の次第でございますとおり、景観重要樹木の指定についての1件でございます。

では次に、この議案について非公開事項に該当するものがあるかどうか事務局にお伺いします。

○事務局（桑原） 本日の会議で非公開事項に該当する議案はございません。

以上でございます。

○深堀会長 では、今の非公開議案等について審議会で審査をいたします。今、事務局から、本日の議案では非公開事項に該当しないという報告がありましたけれども、委員の皆さんにお伺いいたします。

非公開事項に該当する議案があると思いでしたら、ご提案をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○深堀会長 よろしいでしょうか。では、本日非公開とする議案はなしということで進めさせていただければと思います。また、本日の資料及び後日作成する会議録につきましては、公開ということになりますので、この場で委員の皆様にはご了承いただきたいと思います。

事務局は傍聴者がいらっしゃれば入室させてください。

○事務局（桑原） 本日は傍聴者はいらっしゃいませんので、このままご審議をお願いいたします。

○深堀会長 そうしましたら、これから令和4年度第1回さいたま市景観審議会の議事に入ります。

議案1の景観重要樹木の指定についてのご説明をお願いいたします。

○都市計画課長（石瀬） それでは、議案1、景観重要樹木の指定についてご説明をいたします。前方のスクリーンをご覧ください。

景観重要樹木の指定に当たりましては、さいたま市景観条例第26条第1項におきまして、あらかじめ審議会の意見を聞くものとされてございます。そのことから、本日、審議会の意見をお伺いするというものでございます。

初めに、景観重要樹木の指定についてご説明をさせていただきます。

景観重要樹木の指定とは、景観法とさいたま市景観計画におきまして、良好な景観の形成を目的とし、重要と認められる樹木を所有者と協議しまして指定する制度となっております。

指定を受けた樹木に対しましては、現状変更することに対しまして、規制や適切な管理義務等が課せられ、核となる景観の損失を防止させていただきます。また、景観重要樹木への指定を行うことで、積極的な情報発信、啓発活動を行うことによりまして、地域住民の意識醸成や地区のPRにもつながる効果が生じることから、本市では景観重要樹木や景観重要建造物の指定を推進してございます。

次に、指定候補の選定基準についてご説明をさせていただきます。

本市では、指定候補の選定に際しまして、さいたま市景観計画において定めました指定の方針に基づいて選定をしてございます。景観重要樹木の指定の方針は大きく分けて3点ございます。

まず、1点目が、道路その他の公共の場から誰もが容易に望見できること、2点目ですが、歴史的・文化的意義のある樹木、特徴的な樹容の樹木、それから地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木のいずれかに該当すること。3点目が、良好な景観の形成の重要と認められるもの。以上が指定に当たっての方針となります。

続きまして、現在、さいたま市のほうで指定しております景観重要樹木をご紹介します。

現在までに合計4件を指定しております。岩槻小学校のイチョウの木、JR西大宮駅北口駅前広場のシンボルツリーとなっておりますツガの木とケヤキの木、これらを平成22年12月17日に指定してございます。続きまして、JRの土呂駅東口駅前広場のアカマツ、こちら3本の松の木なんですけれども、こちらを平成31年3月21日に指定してございます。

これらの樹木に関しましては、地域の良好な景観形成に寄与する重要な樹木であることから、それらを評価しまして、景観重要樹木に指定してございます。

それでは、これより今回の指定候補でございます大砂土東小学校の松の木、今回2本になるんですけれども、これらについて、ご説明をさせていただきます。

今回、指定候補がございます大砂土東小学校の位置についてご説明をさせていただきます。

大砂土東小学校につきましては、見沼区の北西に位置しておりまして、東武アーバンパークライ

ン大和田駅及びこちらの見沼区役所の北側に位置してございます。小学校の南側に本市の自然緑地に指定されてございます松の子の森自然緑地というものがございます。

続きまして、樹木の概要についてご説明をいたします。

現地視察会におきまして既にご紹介しておりますが、指定候補の2本は大砂土東小学校校舎前の校庭にございます。大砂土東小学校につきましては、昭和7年に松林であったところに校舎を建設しまして開校したという経緯がございます。その際に、詳細は不明ではございますが、松林の景観を継承していくために、松を校庭に残すこととなりました。開校当時、残っておりました松の木というものは現在全て枯れてしまっておりますが、昭和53年度の卒業記念の際や昨年度令和3年度の90周年の植え替えを行いまして、現在、左の写真の2代目と右側の写真の植え替えしました3代目の2本の松が当時の景観を継承しているものでございます。今回、地域の景観の継承の事例であるという点を考慮しまして、2代目の松と植え替え直後ではございますが、3代目の松の2本を指定候補とさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、これより景観重要樹木の指定に当たっての評価をご説明をいたします。

先ほどお示しましたさいたま市景観計画による指定方針を表でまとめますと、こちらのスライドのようになってございます。

まず、1の道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができるという点でございます。

現地視察でも見ていただいたとおり、候補の松は小学校の校庭にございまして、周辺の道路からも容易に見ることができております。また、小学校の南側の道路には学校方向へ直線となっており、遠くからでもこちらの大きな松の木を見ることができるようになってございます。

指定方針の1、容易に望見することができることにつきましては、本樹木は適合と考えてございます。

続きまして、2の下記の1から3のいずれかに該当することではございますが、1の歴史的・文化的意義と3の地域のシンボルとして親しまれているという点についてご説明をさせていただきます。

今回の指定候補の歴史的・文化的意義でございますが、先ほど言いました昭和7年の開校でございます。松林であったところに校舎を建設しまして、大砂土東小学校が開校してございます。その際、松のある景観を残すために、校庭に松を残してございます。大変見づらくて申し訳ございませんが、写真の中央と右側、丸で囲わせていただいたところに松の木が植わってございます。このように、大規模な建物の建設時におきましては、以前の景観を尊重し、残していくことが重要であるというふうと考えてございます。

また、大砂土東小学校では、松を校歌、それから校章に使用してございます。従前より使用していた校章を昭和54年に変更した際も、松をモチーフにしたものを制定し、継続されてございます。写真の左側が古い校章で、右が現在の校章となっております。さらに、PTAの会報誌に「松ぼっくり」という名称のものがございますが、児童のことをその松ぼっくりの中では「松の子」と称したり、小学校の児童、卒業生、保護者にとっては、松は大切に思い出に残る樹木になってございます。

昭和の後半時点では、初代の松の木が3本残っておりました。このうち1本が枯れたため、昭和53年度の卒業記念でこの枯れた松の木の代わりに2代目に植え替えを行ってございます。昭和53

年度の新聞記事は、枯れた創立以来の古木の代わりにと題しまして、卒業記念として1本の松を植樹して元気に巣立っていったというようなものが記事に掲載されてございます。

次に、こちらの写真は、令和3年度の開校90周年の際の航空写真のものでございます。この植え替えの詳細は不明になっておるんですけども、昭和53年度に残っていた初代の2本の松というものが枯れてしまっております。令和3年度にその時点で2代目となる松の木が校庭に2本残っております。この丸印のものが残っていた2本でございます。しかし、この写真右側のほうの赤丸の松の木のほうが茶色くなってきてしまっておりまして、松が枯れてしまっているということになってございます。この写真の撮影後なんですけれども、子供たちが枯れた木が倒れたりすると危ないということもございまして、伐採されてしましまして、現在の3代目の松への植え替えということが行われてございます。

こちらの写真が令和3年度に3代目を植え替えたときに作成されたプレートの写真でございます。この松は、PTAからの寄贈により植え替えが行われております。開校時の写真に写っていた当時の松というものは全て枯れてしまっておりますが、植え替えによりまして、開校以前からの松のある地域の良好な景観を継承しているということから、景観継承の良い例であるというふうに言えると考えてございます。

また、地域のシンボルとして市民に親しまれているという点でございますが、小学校の約100メートル南側に、先ほど申しました松の子の森自然緑地というものがございまして、本市の保全緑地となっております。こちらの緑地につきましては、平成19年4月に指定された本市の緑地となっております。写真では小さいですけども、先ほどから見られました学校の南側から遠くの松が見えるよという話なんですけれども、その自然の緑地のほうから、こちらの今回指定される松のほうが見えてきて、緑地と併せて松のある風景を地域の住民に親しまれていると言えると考えてございます。

以上によりまして、指定の方針に下記の1から3のいずれかへの該当につきましては、開校当時の景観を継承しており、地域からも親しまれていることから、1及び3が適合していると考えてございます。

なお、2の特徴的な樹容の樹木という点でございますが、今回2本目の松というものが植え替えたばかりということもあり、該当しないと考えてございます。しかしながら、今後成長し、景観の継承に貢献すると考えてございます。

続きまして、3の良好な景観の形成に重要と認められているという点でございます。

これまで説明しましたとおり、昔からの地域の景観を継承している良い事例でありまして、近くの保全緑地と併せて良好な景観形成がされています。また、小学校や地域の方々にも広く親しまれています。指定された暁には、現在の良好な景観が継承されることはもちろん、市報への掲載、各区役所への催事情報システムへの掲載、それから景観教室での啓発活動を行うことで、景観継承事例としての発信及び地域の方々への意識醸成や関心の向上を図っていく予定でございます。特に、景観継承の大切さを啓発し、ほかの模範となっていくことで、本地域だけでなく、本市全域におきまして良好な景観の形成に寄与するものと考えてございます。

以上により指定の方針3、良好な景観の形成に重要と認められるものという点につきましても、適合と考えてございます。

この結果、今回の候補の樹木は指定の方針1から3の全てに適合すると我々は考えてございます。

最後に、指定の手続についてご説明をさせていただきます。

令和4年9月に所管課の大砂土東小学校との事例協議を行いました。翌10月に景観法第28条の第2項に基づく所有者の意見聴取を行いました。意見聴取におきまして、景観重要樹木の指定に異存がないとの旨の回答をいただきましたので、指定候補としまして正式に今回選定をさせていただきました。

今後は、本日の審議会におきましてご賛同が得られれば、告示を行い、指定する予定という運びで考えてございます。また、指定後は、現状の景観の保全はもとより、現在の景観重要樹木や景観重要建造物とともに景観啓発に努め、市の良好な景観形成を図っていきたくと考えてございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○深堀会長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、早速ですけれども、こちらのご説明について、質問もしくは指定するに当たっての事実確認等ございましたら、ご確認いただければと思いますが、ご発言ございますか。

〔発言する者なし〕

○深堀会長 特に確認事項等ございませんか。

そうしましたら、指定に向けてのご意見等も含めて、何かあればお話しいただければと思います。いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○深堀会長 では、私から、現地を見させていただきまして、どうもありがとうございました。

2本あって、それで1本、ももとの2代目の大きな方と、それから3代目で最近植えたものと併せて指定とすると。ちょっと現地を見ていて気になったのが2代目のほうですね。少し葉枯れとといいますか、茶色くなっている部分が見られました。松の木ですから、大体常に緑であるけれども、一部は葉が黄色くなって更新していくんだと思うんですね。ただちょっとその部分が多いようにも見たんですけども、新しく植えたときに、樹木医さんに見ていただいたというお話もありましたが、この2本のうち2代目のほうの生育とといいますか、そこについて何か事務局が把握されていることがあれば、教えていただければと思っています。

一応ガイドラインのほう、資料1のほうもガイドラインの記述では、枯れることが明らかに分かっているものは指定しないという言い方がありますので、今回若いほうの木も併せてということなので、それも考慮しなければなりません、やっぱりどちらかという2代目が景観重要樹木に相当する樹木ですので、この樹木が今後非常に気がかりですよ。そこに何かお考えがあれば、事務局から教えていただけないでしょうか。

○都市計画課長（石瀬） お答えいたします。

先ほど現地のほうでもご説明させていただいたものと重複する部分がございますが、先ほど2代目が枯れてしまって、3代目に植え替えたときに、樹木医がやはり一度現地を確認していただいています。その際に、今残っている大きなほうの2代目につきましても、一応確認はさせていただいて、今現状であれば問題ないということで確認はさせていただいております。今後、維持管理につきましても、当然そういったような松の場合、病気で枯れてしまうということがよくあるというふうに伺っていますので、そういったことに関しましては、学校施設管理課というところが実際、学校の中のものとして管理をさせてもらっているんですけども、そういったことを介し

まして、早急に樹木医等診断にかかる必要があれば、かけてやっていきたいというふうを考えてございます。

○深堀会長 ご説明ありがとうございました。

今のご説明であれば、維持管理も含めて、先ほど私がちょっと意地悪なことを言った枯れることが明らかなのということには該当しないというふうには判断できるというふうに思いながら、聞いておりました。

委員の皆様、ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○高永委員 高永です。

小学校の娘がおりまして、小学校、本当に何ていうかとてもなじみがあります。今日、見せていただく前に、実は少し早めに来て、どんなところから見えるのかなというのをいろいろ動き回りました。本当によく見えました。区役所の3階のレストランからも見えました。すごいなと思いました。松でしかもあんなにすくっと立っている、支えがない松があって、すごいなと思ったのと同時に、やはり確かに見えますけれども、今日実際に中に入って見上げたときのあの驚き、大きいってみんなで思わず声を上げるあの驚きが、市民の方は享受できないのがとても残念だと思いました。

認められるべき樹木だとは思いますが、小学校になかなかやはり安全面で入れないのは承知の上でなんですけれども、何か記念日みたいなものを設けて、あの樹木をみんなで愛でるみたいな企画があったらいいんじゃないかなと、そんなことをちょっと考えたりしました。少し余談ですが、私の住んでいる葦崎市のところは、人口がどんどん減っていくので、廃校になる学校があるんですね。廃校になった学校に面白い木がありまして、ヒイラギ、市に指定されているヒイラギがあるんですけれども、すごく年を取ったヒイラギで、ヒイラギってとげとげの葉っぱですよ。実は葉が丸いんですよ、そのヒイラギ。年を取ると丸くなるそうです。人間みたいなんで。

そのヒイラギの木について私が聞いたときに、そこが廃校になってしまったので24時間誰でも入れるんですよ。なので、私なんかも移住して、面白い場所があると、やっぱり遊びにきた友人なんかを紹介に連れて歩きます。このヒイラギ葉が丸いんだよというちょっとした自慢になるわけですよ。そういう何か親しみやすさみたいなところ、ソフトの部分、今ハードがやって、守られていく樹木としてうまく成り立つとすると、次は、もうちょっと柔らかい部分で皆さんに知られていくといいんじゃないのかなという気がしました。

以上です。

○深堀会長 どうもありがとうございました。学校ですので、普段は外部の方が入りにくい場所ではありますが、ちなみに、今イベント等で、一部でも少し中に入って見上げる機会がというお話でしたけれども、事務局のほうから、何かそういう学校の中で開放するといいますか、そういう試みといいますか、そういうのが今現状あるのか、何か情報を把握されていますか。

○都市計画課長（石瀬） お答えいたします。

そういった意味では、学校公開、子供のPTAではないんですけれども、そういったものの公開というのは今現状でもやってございます。その中で、さいたま市の場合ですと、その学校の中でPTAさんが学校の公開授業が終わった後にお祭りみたいなような形で、先ほど言った松の子

を集める、みんなで催し物をしたりとかというようなことを学校ぐるみでやっていただいています。ですので、ここのPTAさんは特に松を大事にして、いろんな催し物も企画していただいているようなこともございます。

ですので、そういう意味では、さいたま市全域と言われるとなかなかちょっとつらいところはあるんですけども、こちらの地域に関しましては、かなりそういう意味では親しみがある地区なのかなというふうに考えてございます。

また、この後、ご承認が得られるようなことがございましたら、当然、さいたま市としても、今後こういったものはPRしていきたいというふうに考えておりますので、ホームページ、それから各区の催事情報システムもございます。そういったものに、今回指定されましたというようなご案内等を流させていただきながら、市民に対してもPR活動はさせていただくつもりでございます。

○深堀会長 ご紹介どうもありがとうございました。

今指定に当たっては、周囲から望見されるということと、それから、もう少し親しまれるようなという話題を今ご提供いただきました。

また何か関連して、ご意見ございますでしょうか。

では、お願いします。

○神田委員 景観的にはすばらしい樹木で、すごい大きな、先ほど言われたように、びっくりした大きな松でした。ちょっと心配しているのは、小学校ということで、枝が落ちたり、そういうことの対策というのは、これは景観とはちょっと違うのかもしれませんが、そういうものをお考えになっているのか。台風だとか、今、自然災害が非常に多い時期でしたので、ちょっとその辺のご配慮もされたらどうかなという気がしました。

○深堀会長 景観の問題、そういう話だけではなくて、今のような安全性だとか、これからそういうことが大事だという話の中で、今の学校の中での安全性ということでは、何か事務局からありますか。

○都市計画課長（石瀬） お答えいたします。

当然、児童の安全が一番ということもありまして、現地を見ていただいたときにも見て分かったかと思いますが、一部枝が切られているような枝も何本かございました。それはやはり学校側が子供の安全を確保するようにしなければいけないということから、一番配慮しなければいけない点ですので、当然、剪定ということはやっていただいていると思っております。

○深堀会長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、また私のほうから、先ほどPR、それからイベント活用ということのご意見もありましたので、関連して思ったことは、さいたま市さんは、オープンガーデンという取組をされていますよね。そういうことで、民間のお庭を多くの方に公開して見ていただく取組をされている。そんな中で、こういう公共施設も含めて、そういったチャンスがあるのであれば、地域の方だけではなくて、市全体に広がることにもなるのかなど。要するに安全な管理もありますので、そこら辺を考慮する必要がありますけれども、例えば、ある一定の時間はそのオープンガーデンのイベント期間の中で、特定の日はそれを楽しみに地域を回られる方が入るとか、あるいは入れないにしても、そういうオープンガーデンの取組の中でマップ等を配布すると思うんですね。そう

いうときに、景観重要樹木というものがこの地域にあるんだということでPRをすれば、外を見ながら、こういう大きな木があるのも十分見てとれるということにもなりますので、そういった形で、もう少し広くこういった樹木が知られるということの取組をされるといいんじゃないかなと思いました。

あともう一点、細かい話なんですけれども、PRということですが、埼玉県の景観資源データベースというのがありまして、ちょっと最近更新されていないのか、県のほうは更新していると思うんですけれども、各市のほうでいろいろと取組をされた景観資源を登録してホームページで公開するということが県ではやられています。さいたま市のもも入っていると思うんですけれども、こういったものが指定された暁には、やはり新しいデータを県に提供するというのもできるというのではないかなというふうに思います。こちら辺はいかがですか。

- 都市計画課長（石瀬） すみません、先ほどの後半の部分、データベースのほうに関しまして、我々情報不足で申し訳ございません。今後調べまして、そういったものができるようであれば、当然それは利用していきたいというふうに考えています。

さいたま市につきましては、さいたま市独自のホームページで、これまでの景観重要建造物や樹木の指定させていただいたものについては、全て掲載させていただいて、ご案内もさせてもらっています。

あと、もう一個、一番最初におっしゃっていただきましたPRの関係で、連携してマップ等に載せたほうがなかなか効果があるんじゃないかと、確かにおっしゃるとおりだと思いますので、そういったことも踏まえて、庁内で検討してみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

- 深堀会長 どうもありがとうございました。

県のほうのデータベースは、もちろんさいたま市さんも情報提供されていて、分かりやすいと思うんですけれども、いろんなところで情報を出していただいて、県のほうはオープンデータという形で、例えばアプリとかで活用することに関心のある方が自由にデータを使えるような取組の一環でやられているそうなので、そういうことも何かしら景観の資源が県のレベルで広がっていくということになりますので、活用するといいいんじゃないかなと思います。

ちょっとすみません、会長からいろいろ言ってしまったんですけれども、改めまして、指定に関するご意見、もうちょっといただくといいいかなと思いますが、いかがですか。

お願いします。

- 佐藤委員 なかなか樹木については詳しくなくて、ちょっと建物の色について少しお聞きしたいんですけれども、こちらに配布資料でいただきました資料3の3のさいたま市景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関するガイドラインのところの建築物及び樹木指定に当たっての共通考慮事項というところの最後の項目に、指定された建造物や樹木が隣接地での建築行為などの際に、素材、それから色彩、広告物の掲出の調和において考慮されるだけの存在価値があるものという項目があるんですが、校舎が背景にございました。それと多分体育館だと思うんですけれども、そちら大分塗り直されていない状況であると思うんですけれども、これらが塗り直された場合に、このシンボルの松の背景になると思うんですが、その色について、どういう色合いか、もう塗り直すときの配色の例というのはもう決まっているのでしょうか。そこをお聞かせいただければと思います。

- 深堀会長 事務局、お願いします。

○都市計画課長（石瀬） お答えします。

今のご質問ですが、実際問題、色彩等はまだ何も決まってございません。今後、そういったものについては検討していかなければいけないのかなというふうに考えております。ただ、今回唯一違うことは、今回指定されれば、こういった松の指定があつての校舎の塗り替えということになりますので、我々のほうからも、そういった際には、そういうのも踏まえてできないかというのは検討はしていただきたいなというふうに思っております。

○深堀会長 ガイドラインの趣旨に即した大切な意見だと思ひました。これ、指定するだけではなくて、周辺のいろんな建物も含めて景観をつくっていくことに寄与するために指定するものですので、なかなかそういう学校と連携するのも継続的にやるのは難しいところはありますけれども、この趣旨に即した何かアクションができるといいのではないかなと思ひました。どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。そうですね、今のところは、本当に松が周辺の自然緑地というところもありますし、ちょっと今日、現地を見るときにも、車の中で申し上げたとおり、昔の明治の頃の地図を見ますと、氷川神社のあたり、北側と低地を挟んでこちら側の両サイドに松林が非常に多く広がっている。このあたりの景観を特徴づけるものだということなので、今後、それこそ後の景観計画改定の話ではないんですけども、地域の固有のものが景観をつくる基準やルールに反映させていく仕組みというのができると、今ご発言のあつた学校の色彩等も地区面的にかかっているルールの中で、そういった松に配慮した形態や色彩ということにもなっていくのかなと思ひますので、今後の景観計画の在り方にも関わってくる問題だというふうに、ご意見を伺ひました。

ということで、ほかはございませんか。

では、お願いします。

○中野委員 先ほどの枯れてしまうかもしれないというところで少し気になったので、ご質問させていただきます。

樹木なので、やはり生き物ですので、万一、大きいほうの2代目の松が数年で枯れてしまった場合について、この景観の指定については、新たに植え替え等がされれば継承されているというような考えになるのかなど、どのような取扱いになるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○深堀会長 これも重要でして、指定した元になる資源が何か変化してしまった場合に、この指定というのは今後どうなるのかということも含めて、事務局としてお考えいただけますでしょうか。

○都市計画課長（石瀬） お答えいたします。

枯れてしまった場合なんですけれども、誠に残念ですけれども、指定のほうは解除という形になります。当然、また松の木を植えていただけというふうに我々も思つてはおりますけれども、当然この後どういうふうになるか分かりません。ただ、そのときも、この次もし植えることになった場合、今度3代目になるんだと思ひますけれども、若い樹木ということになると、今の3代目の樹木がそのときどのようになっているかなど、そのときの状況は分かりませんけれども、大きい樹木であれば、当然併せて3代目という形で継承していきたいというふうに考えていますが、2つとも若いとなると、そこはまた時期を改めて、再検討させていただければなというふうに考えてございます。

○深堀会長 よろしいでしょうか。

今の発言もなかなか大切なことだなと思っているんですけども、ちなみに、いろいろと景観重要建造物であるとか、あるいは景観重要樹木というのは、いわゆる史跡や文化財的なものと違って、必ずしも文化的価値、歴史的な価値だけに縛られるものではないということで、その場合に、若い木であっても、学校の校歌であるとか校章であるとか、伝統継承という意味で、木が地域にも親しまれているという状況があるときに、それは指定に当たらないのかというところは難しいところでもあるかなと思うんですけども、今の事務局のご発言ですと、大きいほうの木が、これは仮の話なので、そうとは限らないわけですけども、そうなった場合には、1本若い3代目の樹木が残っていても、解除ということになりそうだというお話になりますでしょうか。回答が難しいかと思うんですけども。

○都市計画課長（石瀬） お答えいたします。

すみません、我々も、今回2本合わせてというふうなイメージでおりましたので、そこは確かに今おっしゃいましたように、2本それぞれに第5号、第6号というような景観重要樹木であれば、当然第5号が枯れてしまえば、そこで一回削除ということも考えられるんですけども、今回3代目をセットにしているということもありますので、ちょっとそこは、すみません、私先ほどそういった発言をしましたが、改めてその辺はもう一度よく考えて、対応していきたいというふうに考えてございます。

○深堀会長 いえ、これは本当に仮にのお話でしたので、そういう事象が起こっていないところではなかなか難しいかと思えます。ただ、個人的な感想としましては、景観重要な部分は、やっぱり地域や市として価値があると認めたものは、指定存続できるのではないかなという感じがしております。文化財とちょっと違う扱いに景観はなっているんだということを含めて、これまでにそういった先例があるのかどうかちょっと分かりませんが、今、方針と基準はあるわけですので、それを考えた上で、解釈の問題でもあるかもしれないんですけども、若い3代目が残って、さらにまた2代目が枯れたときに、新しいものを植えますということになったときに、それをもって解除ではなくて、存続でもいいという意見もあるのではないかとということで、ご検討いただければと思います。

○都市計画課長（石瀬） 今いただいたご意見を参考に、我々のほうも、もう一回改めてその辺は十分検討させていただいて、やっていきたいと思えます。ありがとうございます。

○深堀会長 ありがとうございます。ということよろしいでしょうか。

そうしましたら、ほかにご発言なされたいことはございますか。

もしよろしければ、指定ということにつきまして、一応指定するのに反対という趣旨のご発言はなかったというふうに受け止めております。ということですので、審議会としては指定という形で問題はございませんということにさせていただければと思います。

それと、伝えるべき意見があるかにつきましては、一応、枯れている葉の問題が若干気になりましたけれども、これは生育状況ということに関しては学校のほうでいろいろ検討される問題かなというふうに思いますので、特に管理をしっかりしなさいとか、こちらからいろいろと申し上げることはないというふうに考えますが、皆様のほうから、やはり意見として伝えるべきものがあるということがございますか。

〔発言する者なし〕

○深堀会長 よろしいでしょうか。

そうしましたら、指定として審議会としては異論なしということにさせていただければと思います。どうもありがとうございます。

そうしましたら、続きまして、報告事項1ということで、景観計画の見直しについて、また事務局からご説明をお願いいたします。

○都市計画課（小林）

それでは、報告事項といたしまして、さいたま市景観計画の見直しについて、前方のスクリーンにてご説明いたします。

現在、本市は平成17年の景観行政団体移行から17年以上が経過し、今後、良好な景観形成に向けたさらなる取組が求められています。その中で、今後の景観まちづくりのさらなる推進へ向け、現在、景観計画の見直し、改定の検討を行っております。本日は、見直しの経緯や改定検討の内容について、画面のような構成で報告をいたします。

それでは、初めに、現在までの景観計画についてご説明させていただきます。

本市では、平成19年に「さいたま市都市景観形成基本計画」を、平成22年に「さいたま市景観計画」を策定し、これらの計画に基づき景観行政を行ってまいりました。景観形成基本計画は、優れた都市景観の形成を目的とし、理念と目標、都市景観形成の方針、都市景観形成の推進を示しております。また、市民、事業者、行政が一体となって景観まちづくりを担うための共通の指針として作成されたものとなっております。特徴といたしましては、市域を市街地景観、田園景観などの景観ゾーン、見沼田んぼ、荒川などの景観軸、都心、歴史文化などの景観拠点に分類し、それぞれの景観形成方針を示しています。

一方で、景観計画は、景観法第8条の規定に基づき策定した計画となります。景観計画では、市内全域を景観誘導区域、景観保全区域、宮原景観形成特定地区に区分し、景観形成に大きな影響を与える大規模建築物等に対して、法に基づく届出によって景観誘導を行っております。計画体系といたしましては図に示すとおりとなっております。

景観計画は、景観形成基本計画や色彩ガイドラインと一体となって運用されるものですが、現在は相互の計画の連携が不十分であり、一定規模以上の建築物等に対する届出制度の運用において課題が生じております。また、景観計画については平成22年の策定後10年以上が経過しておりますが、策定から現在までに計画の見直しに至っておりません。他自治体に目を向けますと、令和3年度に本市にて実施した調査では、本市を除く19政令指定都市の中で16都市が景観計画を改定済みであり、また、未改定の3都市についても改定予定という結果となっております。

また、国の動きといたしましても、令和4年3月に国土交通省から景観計画策定・改定の手引きが発表されております。手引きにおいては、重点地区の追加指定や太陽光発電施設などの新たな景観阻害要因への対応など、計画改定に向けた考え方の整理や参考事例の紹介などを行っており、全国的に景観計画の見直し、改定の必要性が高まっているという背景があると考えられます。

続きまして、景観を取り巻く社会情勢の変化への対応でございますが、こちらも景観計画策定当時から大きく変化しております。近年は、急激な人口減少・高齢化への対応として、立地適正化計画の策定をはじめ、コンパクト＋ネットワークな社会への転換が急務となっております。図にお示ししましたように、国土交通省による第5次社会資本整備重点計画においては、魅力的なコンパクトシティの形成を重点計画として掲げています。目標指標といたしましても、景観計画に基づき、重点的な取組を進める市区町村数が設定されており、拠点エリアの魅力向上のための美

しい景観形成が必要となっております。

また、そのほかにも近年の自然災害の激甚化への対応策として、自然環境の持つ多様な機能を活用した持続可能な地域づくりを行うグリーンインフラの取組や、都市の魅力向上のため、パブリック空間を人中心の空間へ転換し、歩きやすく開かれた居心地がよくなるまちづくりを行うまちなかウォークアブルの推進が全国的に進んでおります。本市においても、令和元年度にウォークアブル推進都市となり、大宮駅周辺エリア等を中心にグリーンインフラやウォークアブルの取組を先導的に進めており、景観行政の面からも、こうした動きへの対応や連携が求められております。

こうした近年の社会情勢の変化を受け、国土交通省は、本年3月に今後の景観まちづくりの在り方報告書を発表いたしました。報告書内では、人口減少、都市のスポンジ化、新型コロナウイルス感染症流行による意識の変化等の社会環境の変化を背景に、今後の景観まちづくりの方向性が示されております。方向性といたしまして、質の高い空間形成による積極的な景観価値の創出、地域の景観資源を生かした持続的景観の保全、景観まちづくりの技術力向上が挙げられ、重点地区の指定、景観重要公共施設指定制度の活用など、今後強化していくべき具体的な取組について記述されております。

以上の点から、対応すべき社会環境・動向と本市の現在・課題について、画面のとおり挙げさせていただきます。

1点目としまして、全国各地でのコンパクトシティの形成、人中心のまちづくりの進展により景観まちづくりにおいては、重点地区の指定や景観重要公共施設の指定制度を活用した拠点ごとの特性に応じた魅力的なまちづくりの必要性が高まっております。一方で、本市では、現在、景観形成特定地区は宮原地区の1か所にとどまり、重点的な取組の強化が必要となります。また、景観重要公共施設においても指定実績がなく、重点的な取組と連携し、主要な道路や公園の指定を検討する必要があります。

2点目としまして、気象の激甚化やSDGs等新たなまちの課題への対応を背景に、グリーンインフラや防災・減災など持続可能なまちづくりに対して景観まちづくりからの推進、連携が求められております。現在、本市における景観誘導では、形態意匠や色彩などに対する誘導が主になっておりますが、防災・減災等の視点を取り入れた景観形成基準や景観誘導指針の検討を行う必要がございます。

最後に、人口減少・少子高齢化によるまちの担い手不足解決のため、積極的かつ効果的な情報発信、意識啓発による市民の参加の促進や、景観行政団体が指定する良好な景観形成を担う主体である景観整備機構の活用による景観誘導を通じ、地域における景観まちづくりの担い手育成が必要とされております。一方、本市では、現在は小学生を対象とした啓発事業のみの実施となっており、今後、地域住民、事業者等を対象とした意見交換会やセミナーの開催による意識啓発の充実が必要となります。また、景観整備機構についても指定実績がないため、今後指定を行うとともに、地域の中での効果的な活用手法について検討する必要があります。

これらの課題を整理し、本市が目指す今後の景観まちづくりとして、3つの指標を掲げ、事業を行ってまいります。

1点目が各拠点のまちづくりと連携したきめ細やかな景観誘導です。具体的な施策といたしまして、景観形成特定地区の新規指定を目指し、地域の景観資源の発掘、保全を行ってまいります。また、太陽光パネル等をはじめとした新たな景観阻害要因への対応や防災・グリーンインフラか

らの視点からの景観形成基準の検討も進めてまいります。

2点目が、質の高い公共施設の整備による魅力的な景観形成です。景観形成を重点的に進める地区においては、景観重要公共施設の積極的な指定により、官からの先導的な景観形成を行うとともに、ハコモノ施設等についても公共施設ガイドラインの作成や庁内の情報共有、意識啓発をさらに強化し、景観上優れた公共施設の整備を目指します。

最後に、実効的な景観誘導を行うための組織づくりです。地域における景観まちづくりの担い手育成を目的に、地域住民、事業者等を対象としたワークショップ・シンポジウムの開催や景観整備機構の指定及び活用によるエリアマネジメントの推進を進めてまいります。また、建築物の設計段階より専門家からアドバイスを受けることができる景観デザインレビュー制度の創設を検討してまいります。地域における景観形成の担い手育成については、今年度、まちづくりルールの作成を目的に、浦和美園地区において住民等を対象としたアンケート調査を実施しております。こうした意識調査等による市民のニーズ把握等も積極的に行い、景観まちづくりに反映していくことを予定しております。

これらの取組につきましては、委員の皆様にご意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまご説明いたしました今後の景観まちづくりの方向性を踏まえ、景観計画の改定について検討をいたしました。

現在の景観形成基本計画にて記述している都市景観形成の理念、方針と景観計画における行為の制限とが密接に関連できるよう、今後、両計画を景観計画として統合することを予定しております。また、改定時の主なポイントとしまして、1点目として、景観形成特定地区の追加指定の検討や、景観重要公共施設の指定などを通じた拠点ごとの魅力的な景観形成。2点目といたしまして、グリーンインフラ・防災等、まちの持続性向上の視点に立った景観形成。3点目といたしまして、市民、事業者への意識啓発、エリアマネジメントの推進、景観デザインレビューの創設などによる実効的な景観形成の3点を重視し、検討を進めてまいりたいと考えております。具体的な記述の内容や改定の方向性につきましては、次年度以降、市民へのアンケート調査や現況調査等を行いながら検討していく予定となっております。

最後に、今後のスケジュール案についてご説明させていただきます。

景観計画の改定を行う場合は、令和7年度までの改定を予定しております。来年度令和5年度には改定の素案、令和6年度には改定案を作成し、双方景観審議会にてご意見を伺わせていただく予定となっております。また、併せて、次年度よりは庁内検討会議を開催いたしまして、計画の調整を図るとともに、地元への説明会等を行い、市民意見の取り入れなども積極的に行ってまいります。

以上で報告を終了とさせていただきます。ただいまの景観計画の見直しについて、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○深堀会長 どうもありがとうございました。

景観計画の改定に向けて、最後のほうで、景観審議会でも2回、3回、これから抜いていくというお話でした。いろいろご説明があったと思うんですけども、そうですね、さいたま市さんは、拠点となる場所でいろいろと先導的なまちづくりがどんどん進んでいます。そういうまちづくりでもう試みられていることなんですけれども、そういうことがまだ景観計画では、少し内容がそ

ういう現状に即していない形のままになっているんだろうということですね。それを変えていこうということと、あと、見た目の景観といいますと、本当に表面的にちょっと小ざれいなというニュアンスがあるわけですが、今、社会的に景観に期待されていることは、そういうことではなくなってきたと。もう本当に住みたいと思えるような安全で安心かつすごく住環境としても魅力的である、それからまちとしても楽しめる場所がたくさんあるという、そういうまちづくりをすること自体が景観づくりだというふうになってきているので、それを十分考慮した景観計画にしていこうというお話だと思いました。

それでは、今の報告事項ということですが、こういった景観計画づくりについて、何かご質問やご意見があればお願いいたします。

かなり盛りだくさんなメニューが入ってきていますので、1つだけ、私のほうで感想といいますか、今後取り組むことというメニューがスライドの中であつたと思うんですが、先ほども言った、これですね。いろんなことが書かれているんですが、先行して拠点で進められていることの1つに、浦和美園地区でアンケートということもやられているというお話でしたけれども、まちづくりの協議会、そこでデザインガイドというのもお作りになられて、それで景観づくりを努力されている。そういうのも、こういう景観計画等ほかのいろんな制度に位置づけを目指すというようなことが課題であつたかと思しますので、そういうことでいいですよと、そういうモデルとなるような先行するいい例の取組の中でも、デザインガイドラインは公共施設だけではなくて、先ほども松のお話の中で、やっぱりその地域ならではの、デザインガイドラインといいますと、大体、市全体でこんなふうにつくっていきましょう、中にせいぜいゾーニングされていて、ゾーンごとにその地区の特徴を考えて、建築や空間をつくっていきましょうとなるんですが、それぞれの地域固有に、こういう道も含めて建物も含めて、そういうデザインをやっていきましょうと、もう固有名詞で、何とか通りの何とかという場所の景観を守るために、ここはこういう空間をつくっていきましょうとか、広告物をこうしましょうという、その場所に即したデザインガイドラインみたいなものが、つくるのは大変なんですけれども、意欲的な地区から順次できていくようにできるといいんじゃないかなという感じがいたします。

あと、最初に申し上げたとおり、民間側だけにいろいろとルールを守ってねというだけではなくて、公共施設ガイドライン、公共施設の在り方ですね、これは市が先導していい景観をつくるということで、ほかの公共施設のデザイン協議であるとか、そういう仕組みも含めて、この中で検討できるといいのではないかなと思いました。いろいろたくさんありますので大変かなと思うんですが、ということで、あと、委員の皆様にもこういう盛りだくさんな項目を含む制度ですが、また引き続き、何か審議会でも継続して議題としていただけるということで、ぜひご意見いただければと思います。

今の段階で、ちょっとこういうことも考えたほうがいいですよとか、こういう言葉があつたけれども、よく分からなかったということで、ご質問があればご発言ください。よろしく申し上げます。

〔発言する者なし〕

○深堀会長 よろしいでしょうか。

そうしましたら、報告事項ということですので、これからまた、ぜひ今後ともよろしくお願いたします。

そうしましたら、これをもちまして本日予定しておりました内容については終了していると思

ますので、終わりたいと思いますが、審議会の運営にご協力いただきましてどうもありがとうございました。

あとは、事務局から連絡事項等ありましたら、お任せいたしますので、よろしく願いいたします。

○事務局（桑原） ありがとうございました。

それでは、事務局より事務連絡をさせていただきます。

本日の議事録につきましては、後日、委員の皆様にもメールで送付させていただきますので、ご確認をいただいた後にホームページに公開する予定です。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次回の審議会開催につきましては、来年度以降となりますが、日程は未定ですので、日程が分かり次第、また事務局よりご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、都市計画部長の本多より一言挨拶を申し上げます。

○都市計画部長（本多） 都市計画部長の本多です。

令和4年度第1回さいたま市景観審議会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様にはご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、多くの貴重なご意見をいただきまして、大変感謝申し上げます。

本日もご説明させていただいたとおり、この後、本市の景観計画につきましては見直しを進めていくこととしておりますので、本市の景観がさらに魅力的に発展するようにご協力いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局（桑原） ありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和4年度第1回さいたま市景観審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

[午後3時42分 閉会]